

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう。

	契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
			当初	変更経過	最終（現時点）							
001	令和7年11月11日	京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金に係る申請受付等業務	29,998,925		29,998,925	環境政策局地球温暖化対策室	株式会社JTB	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
002	令和7年11月14日	京都市省エネ家電への買換え促進事業補助金に係る申請受付等業務委託	39,994,900		39,994,900	環境政策局地球温暖化対策室	株式会社広済堂ネクスト	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
003	令和7年04月01日	令和7年度京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金に係る申請受付等業務	34,998,826		31,731,826	環境政策局地球温暖化対策室	株式会社JTB	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
004	令和7年05月08日	令和7年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務委託	11,209,000		10,945,000	環境政策局地球温暖化対策室	中外テクノス・晶和電気工業共同企業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
005	令和7年04月01日	令和7年度京都発脱炭素ライフスタイル推進に係るプロジェクト創出及び実証支援等業務	12,300,000		12,200,000	環境政策局地球温暖化対策室	公益財団法人京都市環境保全活動推進協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
006	令和7年10月01日	京都府・市町村共同統合型地図情報システムの構築に関する業務委託	13,910,600		13,910,600	環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課	株式会社パスコ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
007	令和7年10月31日	京都市し尿前処理施設中央監視システム更新委託業務	15,290,000		15,290,000	環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課	三菱化工機株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
008	令和7年10月31日	京都市北部クリーンセンターに係る周辺住民健康調査委託	7,188,137		7,188,137	環境政策局適正処理施設部施設管理課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
009	令和7年11月27日	令和7年度京都市北部クリーンセンター他プラント設備保守管理委託（その2）	163,130,000		163,130,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	クボタ環境エンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
010	令和8年01月30日	令和7年度京都市南部クリーンセンター火災復旧調査委託	33,759,000		33,759,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	カナデビア株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
011	令和8年02月03日	令和7年度京都市南部クリーンセンター室内火災復旧整備委託	31,619,060		31,619,060	環境政策局適正処理施設部施設整備課	株式会社ワタナベ美装	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品			
012	令和8年03月16日	令和7年度京都市南部クリーンセンター火災復旧整備委託	33,121,000		33,121,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	カナデビア株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
013	令和7年10月23日	令和7年度京都市南部クリーンセンタープラント設備点検整備委託	21,450,000		21,450,000	環境政策局南部クリーンセンター	カナデビア株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
014	令和7年07月31日	令和7年度京都市南部クリーンセンタープラント設備保守管理委託（その2）	692,010,000		663,971,000	環境政策局南部クリーンセンター	カナデビア株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
015	令和7年12月23日	京都市東北部クリーンセンターストーカ駆動部部品（リンク・ピン・ブラケット）	30,800,000		30,800,000	環境政策局東北部クリーンセンター	川崎重工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
016	令和8年01月23日	京都市東北部クリーンセンター計装設備用伝送器	7,282,000		7,282,000	環境政策局東北部クリーンセンター	島津システムソリューションズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
017	令和7年10月10日	京都市東部山間埋立処分地浸出水送水管整備委託	41,030,000		41,030,000	環境政策局埋立事業管理事務所	クボタ環境エンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
018	令和7年12月16日	令和7年度京都市東部山間埋立処分地浸出水処理施設点検整備委託	62,040,000		62,040,000	環境政策局埋立事業管理事務所	クボタ環境エンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市中小事業者の省エネルギー支援事業補助金に係る申請受付等業務
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
令和7年11月11日
- 4 履行期間
令和7年11月12日から令和9年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階
株式会社JTB
- 6 契約金額（税込み）
29,998,925円
- 7 契約内容
補助金の申請受付等業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
補助金の申請受付等業務については、更新設備の省エネ性能の確認等、高い専門性や事業者のノウハウが求められ、競争入札には適していないため、契約相手方の選定においては公募型プロポーザル方式をとり、各事業者の提案内容を評価したうえでの随意契約とした。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市省エネ家電への買換え促進事業補助金に係る申請受付等業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
令和7年11月14日
- 4 履行期間
契約締結日～令和9年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区高麗橋4-1-1 興銀ビル2F
株式会社広済堂ネクスト
- 6 契約金額（税込み）
39,994,900円
- 7 契約内容
市民を対象に、省エネ基準を達成しているエアコン及び冷蔵庫への買換え費用の一部を補助することで、家庭における電気代の負担軽減を図るとともに、CO2排出量の削減を促進する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
多数の市民からの申請を短期間で効率的かつ正確に処理するため、大規模なコールセンターや事務処理体制を即座に構築できる専門的なノウハウを持つ事業者が求められる。
また、省エネ家電の経済的メリット等について、各種ツールを作成し、市民の認知度の向上やわかりやすい周知を実施する必要もあるため、契約相手方の選定においては公募型プロポーザル方式を取り、各事業者の提案内容を評価したうえでの随意契約とした。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和7年度京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金に係る申請受付等業務
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
(当初) 令和7年4月1日
(変更) 令和8年3月2日
- 4 履行期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階
株式会社JTB
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 34,998,826円
(変更) 31,731,826円
- 7 契約内容
 - (1) 補助金の申請受付等業務
 - (2) 補助金制度の周知業務
 - (3) アドバイザリー業務
 - (4) サステナブルツーリズムに係るモデルプランの創出及び情報発信業務
 - (5) 商店街の脱炭素化に係る支援業務
 - (6) 総合管理業務
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
商店街の脱炭素化に係る支援業務について、実施件数に応じて減額変更を行ったため。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和7年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
(当初) 令和7年5月8日
(変更後) 令和8年3月9日
- 4 履行期間
令和7年5月8日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
中外テクノス・晶和電気工業共同企業体
大阪市淀川区西中島7丁目1-5 辰野新大阪ビル2階
代表者 中外テクノス株式会社
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 11,209,000円
(変更後) 10,945,000円
- 7 契約内容
(1) 特定事業者の事業者排出量削減計画書制度(オンライン講習、データベース管理支援等)
(2) 準特定事業者のエネルギー消費量等報告制度(オンライン講習、省エネ・最適化診断、ZEB化可能性調査等)
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
省エネ・最適化診断について、実施件数に応じて減額変更を行ったため。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和7年度京都発脱炭素ライフスタイル推進に係るプロジェクト創出及び実証支援等業務
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
(当初) 令和7年4月1日
(変更後) 令和8年3月17日
- 4 履行期間
契約締結日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区深草池ノ内町13
公益財団法人 京都市環境保全活動推進協会
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 12,300,000円
(変更後) 12,200,000円
- 7 契約内容
CO₂の排出が少ないライフスタイルへ転換するための仕掛けとして、令和4年度及び令和5年度に創出及び実証したプロジェクトの推進及び新規プロジェクトを創出することで、脱炭素ライフスタイルへの転換を加速させる。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
プロジェクトの創出及び実証支援の支援金合計の実績に併せて減額したため。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都府・市町村共同統合型地図情報システムの構築に関する業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日
令和7年10月1日
- 4 履行期間
令和7年10月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659
株式会社パスコ
- 6 契約金額（税込み）
13,910,600円
- 7 契約内容
ごみ集積箇所についてのGISデータを作成し、京都府・市町村共同統合利用GISへの掲載、及び関連するその他データの搭載作業を委託するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、京都府自治体情報化推進協議会が運営する京都府・市町村共同統合型GISシステムを導入する業務である。本委託を安定かつ確実に遂行するためには、京都府・市町村共同統合型GISシステムの既存の機能や構造に係る知識が必要である事に加え、同システムに関する排他的な著作権を有する株式会社パスコのみが履行可能であるため。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市し尿前処理施設中央監視システム更新委託業務
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日
令和7年10月31日
- 4 履行期間
令和7年10月31日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区今橋二丁目5番8号
三菱化工機株式会社
- 6 契約金額（税込み）
15,290,000円
- 7 契約内容
京都市し尿前処理施設設備の自動運転管理を行っている中央運転監視システムの更新を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市し尿前処理施設設備の自動運転管理を行う中央運転監視システムは、三菱化工機株式会社が独自に開発したものであり、当該システムのソースコードは、他には公開されていない。また、当該システムの更新に当たって必要となる施設内の設備の詳細な情報は、本設備のプラントメーカーである三菱化工機株式会社しか有していないことから、設計等に関する専門的な知識、技術を有する同社のみが本業務を履行可能である。このため、同社を契約の相手方として随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市北部クリーンセンターに係る周辺住民健康調査委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
令和7年10月31日
- 4 履行期間
契約日の翌日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
7, 188, 137円
- 7 契約内容
協定書に基づく北部クリーンセンター周辺住民の健康調査の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件調査は、単に受診者の身体状況を調査（検査）するのではなく、医学的見地から、この調査結果を基に分析、判断をしなければならない。また、この調査結果を公表するに当たり、あらゆる角度から分析した結果を成果物として提出させるため、各専門的分野からの意見等を聴取できる能力や機関、さらには意見集約できる能力を有する必要がある。

健康調査は実施日に確実に実施する必要があることから、不特定多数の方の受診に対応でき、不測の事態が発生した場合でも、代替職員の手配等の対応が可能な者に委託する必要があり、これらの条件をすべて満たすのは府医師会しかないため、当該団体と随意契約を締結する。

なお、地区医師会への他府県からの依頼は原則受けられない旨確認できており、府医師会があるにもかかわらず、本市が他府県の医師会へ業務を委託することはできない。
- 9 根拠法令

☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和7年度京都市北部クリーンセンター他プラント設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和7年11月27日
- 4 履行期間
令和7年12月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
クボタ環境エンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
163,130,000円
- 7 契約内容
北部クリーンセンター及び北部資源リサイクルセンタープラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

北部クリーンセンター及び北部資源リサイクルセンターは、いずれも発注仕様書に基づく性能発注により建設された廃棄物処理施設であり、本施設のプラント設備はプラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。そのことからプラント設備の点検、補修、調整等の保守管理業務においては、公開されていない専門的なプラントメーカーの独自技術が必要となる。

本委託業務において必要な機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、契約の相手方が特定されている。

なお、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである株式会社クボタは、平成22年4月1日にリサイクル関連機器、施設の設計・製造・販売及びアフターメンテナンス事業を全面的に100%子会社のクボタ環境エンジニアリング株式会社へ事業移管したため、本委託業務はクボタ環境エンジニアリング株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度京都市南部クリーンセンター火災復旧調査委託

2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設整備課

3 契約締結日

令和8年1月30日

4 履行期間

令和8年1月31日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市住之江区南港北一丁目7番89号
カナデビア株式会社

6 契約金額（税込み）

33,759,000円

7 契約内容

令和8年1月14日に発生した当施設の火災によりプラント設備が被災した。プラント設備の復旧に向けて、目視点検による第一次調査を実施し、被害状況の把握を行うものである。あわせて、今後に予定している動作確認調査を行うにあたって、事前に準備が必要な作業と、バイオガス化施設の水没した機器の応急整備を実施する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

南部クリーンセンターのプラント設備は、日立造船株式会社が独自技術を駆使し機能を発揮するように設計・施工されたものである。

本工事で整備する設備は既設の設備、関連機器等と密接不可分の関係にあり、それらの設計情報、および接続する技術等は他社に公開されていない。

したがって、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号(京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン1-(1)-ア-エ))により、プラント製造業者である日立造船株式会社との随意契約が妥当となる。

なお、設計・施工を行ったメーカーである日立造船株式会社は、令和6年にカナデビア株式会社へ商号を変更したため、本契約をカナデビア株式会社と締結するものである。

9 根拠法令

☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

☐地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和7年度京都市南部クリーンセンター室内火災復旧整備委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和8年2月3日
- 4 履行期間
令和8年2月4日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市山科区音羽沢町18番地の1
株式会社ワタナベ美装
- 6 契約金額（税込み）
31,619,060円
- 7 契約内容
火災により発生したスス混じりの煙が室内に大量に流入したため、以下の復旧整備を行う。
 - ・ 天井、壁、床、室内建具、窓ガラス、照明器具、机、いす等に付着、堆積しているスス等の汚れの除去
 - ・ 汚損が著しい天井、壁等の塗装上塗り
 - ・ 空調室内機の分解洗浄
 - ・ 換気設備の清掃及び部品交換
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
施設内で発生した火災において、室内にスス混じりの煙が大量に流入し、さすてな京都など、施設の一部が使用できない状況にあった。
環境学習施設であるさすてな京都については、環境学習の早期再開に向けて、また、執務室等については、職員の執務環境の早期復旧に向けて、緊急に対応する必要があったため。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

京都市競争入札参加有資格者名簿（建物清掃）に登録されている事業者のうち、複数の事業者に対し本件の見積もりを打診したところ、2社から見積書の提出があったため、それらを比較したうえで選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和7年度京都市南部クリーンセンター火災復旧整備委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和8年3月16日
- 4 履行期間
令和8年3月17日から令和8年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市住之江区南港北一丁目7番89号
カナデビア株式会社
- 6 契約金額（税込み）
33,121,000円
- 7 契約内容
令和8年1月14日に発生した当施設の火災によりプラント設備が被災した。バイオガス化施設の水没した機器への恒久対策として整備を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
南部クリーンセンターのプラント設備は、日立造船株式会社が独自技術を駆使し機能を発揮するように設計・施工されたものである。
本工事で整備する設備は既設の設備、関連機器等と密接不可分の関係にあり、それらの設計情報、および接続する技術等は他社に公開されていない。
したがって、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号(京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン1-(1)-ア(エ))により、プラント製造業者である日立造船株式会社との随意契約が妥当となる。
なお、設計・施工を行ったメーカーである日立造船株式会社は、令和6年にカナデビア株式会社へ商号を変更したため、本契約をカナデビア株式会社と締結するものである。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和 7 年度京都市南部クリーンセンタープラント設備点検整備委託
- 2 担当所属名
環境政策局南部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和 7 年 1 0 月 2 3 日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和 8 年 2 月 2 8 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市住之江区南港北 1 丁目 7 番 8 9 号
カナデビア株式会社
- 6 契約金額（税込み）
2 1, 4 5 0, 0 0 0 円
- 7 契約内容
ごみ焼却施設及びバイオガス化施設の設備で不具合が発生しているため、緊急整備を行わなければ、ごみ処理業務等に著しい支障が生じるため、整備委託を行うものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいわゆる総合プラントである。
本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には、公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者がプラントメーカーしか存在しないため、請負者以外には、契約を履行できるものがなく、契約の相手方が特定される。
以上のことから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン 2-（1）-イ-（イ）及び 2-（1）-イ-（エ））により、カナデビア株式会社（旧社名：日立造船株式会社）と随意契約している。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

- 10 契約の相手方の選定理由
8に記載のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和7年度京都市南部クリーンセンタープラント設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名
環境政策局南部クリーンセンター
- 3 契約締結日
（当初）令和7年7月31日
（変更後）令和8年3月6日
- 4 履行期間
令和7年8月1日から令和8年5月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市住之江区南港北1丁目7番89号
カナデビア株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当初）692,010,000円
（変更後）663,971,000円
- 7 契約内容
ごみの処理を行うためのプラント設備の点検、保守、整備等を行うものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和8年1月14日に南部クリーンセンターにおいて発生した火災により、令和7年7月31日に契約した当該契約のうち、当初予定していた選別資源化施設の点検整備の履行が不可能となったことから契約内容を変更する（減額変更）。また、バイオガス化施設の点検整備の一部については、履行は可能であるが、履行期間内の履行が困難となったことから、履行期間を延長する。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
本件業務は、点検整備の対象機器に関する専門的な知識と高度な技術を有し、適切な点検整備を行うことが出来る者に実施させる必要があるため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市東北部クリーンセンターストーカ駆動部部品（リンク・ピン・ブラケット）
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和7年12月23日
- 4 履行期間
令和8年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区曽根崎2丁目12番7号 清和梅田ビル
川崎重工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
30,800,000円
- 7 契約内容
ストーカ駆動部部品の在庫がないため購入する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該部品は、東北部クリーンセンターに設置している燃焼設備のストーカを構成する部品である。ストーカは焼却炉内でごみを燃焼させながらゆっくりと搬送する装置であり、機能しなくなるとごみ焼却設備の運転を停止しなくてはならない重要な装置である。
東北部クリーンセンターのごみ焼却設備は川崎重工業（株）が設計・製造したものであり、当該部品は、東北部クリーンセンター用に製作された特殊部品として川崎重工業（株）しか供給しておらず、川崎重工業（株）以外の者から調達することが出来ない。
以上の理由から川崎重工業（株）と随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市東北部クリーンセンター計装設備用伝送器
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和８年１月２３日
- 4 履行期間
令和８年１月２３日から令和８年３月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区西ノ京徳大寺町１番地
島津システムソリューションズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
７，２８２，０００円
- 7 契約内容
伝送器更新に向けて部品の購入を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
東北部クリーンセンターで使用している伝送器は、島津システムソリューションズ(株)が独自の技術により設計製造している特殊製品であり、一般には流通していない。このため、当該部品は島津システムソリューションズ（株）以外からの調達ができない。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項(地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市東部山間埋立処分地浸出水送水管整備委託
- 2 担当所属名
環境政策局埋立事業管理事務所
- 3 契約締結日
令和7年10月10日
- 4 履行期間
令和7年10月11日から5箇月以内
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜1丁目1番地1号
クボタ環境エンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
41,030,000円
- 7 契約内容
東部山間埋立処分地6号栈道橋下の送水管を更新

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

東部山間埋立処分地の浸出水処理は、処分地より浸出する汚水を処分地近傍の“浸出水前処理施設と浸出水送水管でつながった浸出水処理施設”（以下、浸出水処理システム）により法基準以下に浄化処理した後、下水道へ放流している。処理量は一日当たり約 1,000～1,500m³ で、汚水（浸出水）には、多様な有機物質が含まれており性状が極めて不安定である。また、浸出水は降雨により水量が大きく変動し水質も急激に変化する。本浸出水処理システムはこのような状況に対応しながら、処理後の浸出水の水質を所定の範囲内に保つよう設計されたシステムであり、プラントメーカー独自の特許やノウハウ等を駆使することによって、各装置が一体となって所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。

本件は、浸出水処理システムを構成する浸出水送水管の一部（6号栈道橋）を整備するものである。

浸出水処理システムに所要の性能を発揮させるための整備については、プラントメーカーの独自技術に関する知識、情報等が必要であるとともに、他の者が整備することにより、整備後の性能保証に係る責任の所在があいまいにならないようにする必要もあることから、浸出水処理システムを一元的に保守管理するプラントメーカーでなければ適切な整備、調整を行うことが不可能である。

以上の理由により、これらの必要条件を満たす者は、浸出水処理システムの保守管理を行っているプラントメーカーであるクボタ環境エンジニアリング株式会社（株式会社クボタのプラント設備の保守管理を行う100%子会社）の1者のみの同社であるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和7年度京都市東部山間埋立処分地浸出水処理施設点検整備委託
- 2 担当所属名
環境政策局埋立事業管理事務所
- 3 契約締結日
令和7年12月16日
- 4 履行期間
令和7年12月17日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜1丁目1番地1号
クボタ環境エンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
62,040,000円
- 7 契約内容
東部山間埋立処分地浸出水処理施設の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

浸出水処理施設は、東部山間埋立処分地において浸出する汚水（浸出水）を法基準以下に処理し、下水道へ放流するための施設であり、処理量は一日当たり約1,000～1,500m³である。浸出水は、多様な有機物質が含まれており、性状が極めて不安定であり、また、降雨により水量が大きく変動し、水質も急激に変化する。当施設は、このような状況に対応し、処理後の浸出水の水質を所定の範囲内に保つ必要がある。

浸出水を処理するためのプラント（機械設備）は、刻々と変化する浸出水原水の流入量や水質に対し、処理量と薬品注入量を総合的に調整する等の高度な性能が要求される。このため、浸出水処理設備は、性能発注方式によって建設しており、プラントメーカー独自のノウハウに基づいて、各装置を製造、構成し、コンピュータープログラムにより制御する等、プラントメーカー独自の特許やノウハウ等を駆使することによって所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントとなっている。

浸出水処理の一連のシステムに所要の性能を発揮させるための整備については、プラントメーカーの独自技術に関する知識、情報等を有していることが必要であり、各装置が一体となってその性能を発揮するように調整されており、プラント全体の性能を確保し、性能保証に係る責任の所在を明らかにするためには、基幹部分を一括して、プラントメーカーに整備、調整させることが必要となる。

以上のとおり、本委託業務の実施に当たっては、設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報、メーカー独自技術に関する知識、情報等を有していることが不可欠となるが、同情報等は他社

には公開されておらず、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがないことから、本件業務を遂行できるのは同株式会社のみであるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり